

令和7年 八潮市農業委員会9月総会 議事録

1 開催日 令和7年9月25日（木）

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所会議室4-2

4 出席委員 12名

会長	1番 小早川喜一		
委員	3番 大塚 一宏	10番 松田 淳一	
	4番 斎藤 富子	12番 石井 清巳	
	5番 福岡 達則	13番 関根 幸子	
	6番 飯山 敏行	14番 萩野 透	
	7番 新井 孝美	15番 臼倉 明久	
	9番 田中 幸夫		

5 欠席委員 3名

会長職務代理者	2番 鈴木 新一	
委員	8番 鈴木 隆	11番 篠木 秀彦

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第15号 生産綠地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（照会）

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後 2時05分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻を少し過ぎましたが、ただいまより八潮市農業委員会9月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は12名でございますので、定足数に達しております、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、2番、鈴木新一委員、8番、鈴木隆委員、11番、篠木秀彦委員より欠席のご連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めましてこんにちは。

お時間を割いていただきまして、9月総会にご出席いただきましてありがとうございます。この間までの暑さは何だったのだという具合で、彼岸の声を聞いたら急に秋風と申しますか、天気が一変しまして、何とか過ごしやすい気候にはなってまいりました。

9月15日に新・農業人フェアということで、松田委員と篠木委員が東京国際フォーラムのほうへ参加をいただきましてありがとうございました。

皆様もスーパーへ買い物にお出かけになることがあると思いますけれども、ニュージーランドのこぶりのリンゴが見られたわけですけれども、去年はリンゴの輸入量が1万トンを超えて、国産のリンゴの量が減っているということ、国産のリンゴを手間暇かけて長期保存できるように有袋にして栽培しているという、そういう栽培法をしていた方が少なくなってきた、要するに果樹農家も高齢化になってきたわけですね。こういうことで輸入物が増えているということで、野菜もそうなんでございますけれども、そういう現象が起きております。

この後、今日はそれほど議題はないのですけれども、農地パトロールのお願いもございます。今畑は草が生えているところが目立ちまして、何かと通報されるおそれもございます。うちも庭の草が生えて枝が伸びていますと、これも通報されるおそれがありまして、今朝の

新聞をたまたま目にしたのでございますけれども、当選の取消し申立てをする方がいらっしゃいまして、常に地元議員さんに追い打ちをかけてございます。我々農業者も畑を草ぼうぼうにしていますと何かと標的にされるおそれもございますので、気をつけたいと思います。

今日はそれほど議題がないのでございますけれども、そのほかにもご審議いただくことがありますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日もよろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、次に傍聴者の報告でございます。

本日の傍聴者につきましては1名ございます。傍聴者の方のお名前は〇〇〇〇さん、住所は埼玉県八潮市〇〇〇〇〇の方です。

会長、傍聴者の入室について、許可してよろしいでしょうか。

○会長 はい、許可します。

○事務局長 ありがとうございました。

議長より許可ございましたので、傍聴者の方の入室をお願いいたします。

—— 傍聴者入室 ——

○事務局長 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|---|----------------------|
| ① 八潮市農業委員会 9月総会次第 | A 4 横 |
| ② 令和7年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領
パトロール報告書+担当地区地図 | (資料 - 1)
(資料番号なし) |
| ③ 八潮市都市計画審議会委員の推薦について (依頼) | (資料 - 2) |
| ④ 令和7年度農地利用最適化の推進施策に関する意見書の送付について | (資料 - 3) |
| ⑤ 農業委員会県外視察研修行程表 | (資料 - 4) |
| ⑥ 四市町農政研究会 委員合同研修会の開催について | (資料 - 5) |
| ⑦ 農業経営及び農地利用状況に関する調査表 (封筒) | |

こちらは該当のある方のみですが、八一調査未提出者に対し回収に伺っていただきたい方の調査表をお配りさせていただきます。後ほど改めてご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

⑧ 農業委員会活動記録簿 (9～10月分)

そのほかに、農地パトロール用の手提げバッグの中に、クリップボード、赤ペン、腕章が入っておりますので、ご確認ください。

以上、手提げバッグの中身を除いて8点、八一調査がない場合は7点になりますが、資料

の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようなので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願ひします。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

―― 委員より「はい」の声あり――

○議長 ありがとうございます。

それでは、9番、田中幸夫委員、12番、石井清巳委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 続きまして、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第15号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第に基づきまして進めてまいります。

次第5の議事に入りたいと思います。

議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページ目をご覧ください。

議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてです。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、○〇〇字〇〇〇〇〇番〇及び〇〇番〇、登記地目、現況ともにお示しのとおりです。合計面積は〇〇〇平メートル、こちらは〇〇一〇〇号生産緑地でございます。主たる従事者、申出者の住所・氏名、〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇さんです。買取り申出の生じた日及び理由は、令和7年8月22日、主たる従事者の故障となります。

次に、場所の説明をいたします。右側2ページをご覧ください。

市役所の〇側から〇〇方面に〇〇メートル進み、〇〇を〇折します。〇〇を〇〇メートルほど〇に進み、〇〇を〇折、〇〇メートル進んだ〇手の畠です。

現地の様子はめくっていただき、3ページ目の写真でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当、9番の田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

事務局から連絡があり、9月21日に調査に行きました。現地に行って〇〇さんとお話をしました。耳がかなり遠くて。でもこれは分かっていたみたいで、測りに来たのかい、とか、いろんなことを言われたのだけれども、調査に来ただけですということで、畠と一緒に見させてくださいということを言って、見たのですが、かなりきれいになっていて、ミニトマトとかナスとかいろんなのをやっていまして、今は足を引いていて、奥さんもいたのですけれども、かなり同じ年くらいなのか、やはり……

○議長 高齢なのだね、〇〇だ。

○9番（田中幸夫委員） まだちょこちょこと歩いて来るのですけれども、何言っているか分からぬやと言われちゃって、しようがないかな。畠は問題はないかなと思います。

○議長 分かりました。ありがとうございました。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

この〇〇さんという方は、後継者とかいないのですか。

○9番（田中幸夫委員） いません。いるんだけれども、〇〇〇をやっているんだ。

○議長 では、事務局。

○事務局 今田中委員さんから後継者さんの職業の件についてお話をありがとうございましたが、農地台帳上は職業、〇〇〇となっております。〇〇〇かもしれないですね。後継者さんとしてお名前があるものの、農業従事日数からすると、〇〇〇〇さんが主たる従事者ということで、証明するに値するかなと考えました。以上です。

○議長 ありがとうございます。

奥さんもやっていらっしゃるの。

○9番（田中幸夫委員） はい。夫婦でいて、きれいになっていたので。

○議長 この写真で見ると結構。

○9番（田中幸夫委員） きれいだから、びっくりしました。

—— 委員より「奥さん〇〇だもの」の声あり ——

○議長 そのほかにございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

これをちょっと見ると、主たる農業従事者、故障と書いてあるんですけども、もし差支えなければ、どういうような故障なのか、具体的に教えてもらえば。

○議長 事務局、分かりますか。お願いします。

○事務局 今回提出いただいた生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い、こちらに添付されている診断書によりますと、〇〇〇〇さん、病名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇と病院の診断書が出ております。

—— 委員より「〇〇だ」の声あり ——

○議長 写真の状況を見るとよくここまで管理している。

そのほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第14号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第16号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件について、

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。

議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でございます。

番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇〇番地〇〇、地目は畠、地積が〇〇〇平米でございます。

権利の内容は、6年間の賃借権の設定でございます。

申請理由は中間管理権の設定（新規）です。

申請人は、農地の全てを効率的に利用し、耕作等事業を行う見込みで、必要な農作業に常時従事し、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさず、地域のほかの農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであります。

農業専従者は〇〇名、年間従事日数は〇〇日、〇〇日、〇〇日でございます。

現に耕作に供している農用地の面積は〇〇〇平米、所有の農機具はトラクター1台、また耕耘機5台、防除機3台などを所有していらっしゃいます。

次に、場所の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、5ページ目をご覧ください。

八潮市役所の〇側の出口を出ましてすぐ〇折し、〇方向に向かいます。〇〇〇に向かって〇〇メートルほど進み、〇〇〇を〇折、〇〇〇を〇折し、〇〇〇の信号を直進、中川の堤防に突き当たったところで堤防沿いに〇折をします。堤防沿いに走っていきますと中川周辺農地に到達しますが、ここで中川周辺農地の中道と新堤防沿いに行く道とに分かれるところで中道を進んでいただき、〇〇メートルほど直進した〇〇〇のある十字路を〇折した突き当たりで、ご覧のように模様がついている場所でございます。

現地の様子は、隣6ページのような状況となっている場所です。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いいいたします。

○9番（田中幸夫委員） 9番、田中です。

事務局から連絡があり、9月24日に行ったんですけれども、その前にもちょっと行って、写真に撮っている、かなりの草なので、これではダメだよと言ったところ、その中にサツマイモが入っていると言われたんです。あとネギとか入っていて、だからこの状態から草刈はできないと言われたのだけれども、それを抜かしてどうにか取ってくれと言ったら、24日に

それを残してうなってもらって、きれいにしてもらって、今はきれいなんですかけれども、一応報告は……

○議長 作付してあるの。

○9番（田中幸夫委員） してあるんだって。現地に行ったら確かにありますよ。ちょこつと。○○さんとしては本当は契約が10月からだと思っていたらしいんですよ。だから前倒しで早くなっちゃたので、こういう状態になってしまったということなんですかけれども。

○議長 耕耘した後の写真もある。

○9番（田中幸夫委員） 完全にきれいというわけではないのですけれども、この後だんだんきれいにしていくということなので。

○議長 これは一番の伸びているのはセイタカなの。

○9番（田中幸夫委員） ええ、そうです。こんなになっているからすごいなと思ったんだけれども。きれいにやっていくということなので、一応見た感じはこんな感じでした。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、田中幸夫委員より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見照会の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいいたします。

5番、福岡委員。

○5番（福岡達則委員） 5番、福岡です。

賃借権の設定で、6年となっていますけれども、もともと6年でしたか。

○議長 事務局。

○事務局 賃借権設定の期間の6年ですが、基本的に中間管理権の設定は農林公社から10年を標準とするように取扱いの指導はあるものの、なかなか10年間一気に契約するということに対してはまだ抵抗もあるというところで、最低6年というルールの中での6年間のお示しです。その前の農地利用権の設定期間は5年間だったので、皆さん5年間で慣れているところで、急に10年間というのはなかなか受け入れるのが難しいということの措置でございます。6年間は適法な期間です。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

この申請地なんですかけれども、これって當時このような状態なんですか。きれいな状態と

いうのは、私が見るには結構滯っている畠だなと思うんですけども、まともな時期、あつたのかな。

○事務局 今回申請のあった〇〇〇〇〇一〇〇につきましては、もともと〇〇さんが別の方にお貸しをしているということで農地台帳上は把握をしていた場所ではありましたが、お借りになっていた方がなかなか手が回らなくなってきたというところもあったというふうな話は聞いております。

以上です。

○議長 飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 差支えなければ、お借りしていた方の名前を教えてほしいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 農地台帳上の借受人さんのお名前は〇〇〇〇さんという方が記載されております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○3番（大塚一宏委員） 毎年、農地パトロールでバツだよね。

○9番（田中幸夫委員） 行くとちゃんと刈ってあるの。

○3番（大塚一宏委員） あ、その時期は刈ってあるんだ。

○9番（田中幸夫委員） 刈ってある。今回はうなつたらしい。きれいにはなってないけれども、一応刈ってあるから。だから載っていない。

○3番（大塚一宏委員） ああ、なるほど。

○12番（石井清巳委員） 耕すわけではないけれども、刈ってあるんだ。

○9番（田中幸夫委員） 刈って、ここまでひどくなかった。

○12番（石井清巳委員） 維持はしているという。

○3番（大塚一宏委員） これは賃料は。

○議長 事務局。

○事務局 賃料については10アール当たり1年間1万円というお約束ですので、今回は〇〇〇平米ですので、それを掛けてもらえばと思います。

以上でございます。

○議長 ほかにございますか。

―― 委員より意見なし ――

○議長 よろしいですか。

ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。

議案第16号について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

　　挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の7ページをお開きください。

　　報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出につきましては、記載のとおり共同住宅及び集合住宅敷地2件の届出を受理いたしました。

　　続きまして、8ページと9ページをご覧ください。

　　報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、駐車場敷地1件、事務所倉庫敷地1件、住宅敷地3件、資材置場1件、共同住宅敷地2件、合計8件の届出を受理いたしました。

　　届出の報告については以上となります。

○議長 ありがとうございました。

　　それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後にご質問がありましたら、お願いいたします。7ページから9ページでございます。

　　それでは、お目通しをお願いいたします。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

　　転用等届出受理報告につきまして、何かご質問等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願ひいたします。

　　よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、協議事項が2件、依頼事項が2件、報告事項が3件ございます。初めに、協議事項1件目、八潮市都市計画審議会の委員の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2をご覧ください。

都市計画課より、八潮市都市計画審議会委員の推薦についての依頼がまいりました。こちらにつきましては、任期が令和7年11月10日から2年間、9年11月9日まででございまして、審議会の開催はおおむね年3回程度でございます。報酬などにつきましては、日額6,000円でございます。

こちらにつきまして、どなた様か、推薦をお願いいたします。現在の委員さんは鈴木隆委員さんでございます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

この依頼書の中には、女性の委員ということをうたってございますが、今いらっしゃる女性2名の委員さんはそれぞれいろいろ役を担ってお願いしてございますので、女性の選出ということにこだわらなくやってもいいなという方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいのですけれども、どなたかお願いできますか。

―― 委員より意見なし ――

○議長 鈴木委員には内諾を得ておりますので、鈴木委員にお願いしてよろしいですか。

―― 委員より「はい」の声あり ――

○議長 それでは、八潮市都市計画審議会委員に、引き続き鈴木隆委員にお願いをいたします。

それでは、次に協議事項2件目でございます。

農業祭における農業委員会の啓発事業について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは特に資料はございません。

本年度も第51回農業祭を実施するために実行委員会が立ち上がり会議を進めている中で、毎年、農業祭における農業委員会の啓発事業としてお米の無料配布を行わせていただいているところです。例年、慶弔費より2万円を支出しまして、小分けにした袋を多数配布して、大変盛況な事業となつてはおりますが、参考までに令和5年と令和6年は大塚委員さん及び新井委員さんよりお米の提供をいただきまして、300グラムで約170袋を作るようなやり方をしています。

本年度につきまして、慶弔費から支出する金額を増やして数を維持するか、それとも慶弔費から支出する金額は2万円のままで、その中でできる袋数を決めるかというところを決めさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長 皆さん、お聞きであつたり、そして御存知かと思いますが、米価が上がっておりま

去年と大分違います。今、概算金で新潟なんかのコシだと三万七、八千円します。ほかのそういうところでも3万円ですね。安くて3万円、概算金が、またこれからJAのほうで上乗せするかもしれないですね。そういう状況です。今実際に米が動いている。皆さんもう既に縁故米か、いつも買っている方からお買いになった方もいらっしゃると思うが、1万5,000円は最低だと思うんですね。それをみんな超えていると思います。

今年の農業祭でございますけれども、去年は60キロ、ずっと60キロでやっていました、1袋……。例年通り、新井委員と大塚委員にお願いできたら、お願いするんですけれども、あと価格のほうを。

○6番（飯山敏行委員）　いいですか、ちなみに、農協さんが出す吉川産のコシヒカリで今現状農協に持ってきてと言うと2万4,300円です。30キロで2万4,300円。

○3番（大塚一宏委員）　そうなの、吉川のしづくはもっと高い。

○7番（新井孝美委員）　今80点以上取れているので。2人とも。吉川のしづくは80点以上でないと名前がつかないでしょう。

○6番（飯山敏行委員）　ちょっと高いですね。

○議長　去年よりも価格はどうしても上がると思うんですけども、新井委員と大塚委員に引き受けいただけますか。

○3番（大塚一宏委員）　出すのは出せますけれども、ただ、金額が。

○5番（福岡達則委員）　俺たちが詰めれば。

○議長　いや、詰めるのは直売所へ持っていくやえ……、違う、去年は。

○事務局　去年は〇〇〇〇さんと、〇〇もやってくれたんです。

○3番（大塚一宏委員）　〇〇と〇〇がやるとかいう話ではなかったのか。

○議長　持つていっちゃったんだ。

○3番（大塚一宏委員）　あ、そうなんだ。

○6番（飯山敏行委員）　考え方2万円なんですよね。それで……

○3番（大塚一宏委員）　予算は2万円、それでやれというのならいいじゃないか。出すのは出します。

○事務局　ありがとうございます。

○議長　では、例年どおり、新井委員と大塚委員から提供いただきまして、価格はそれぞれ今後の交渉ということでお願ひいたします。

○事務局　量は同じでいいですか。

○議長　量は60キロでしょう。1袋。

○3番（大塚一宏委員）　玄米ですね。

○議長　精米ではなく。

次に、依頼事項1件目、農地パトロールについて、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料の1及びホチキス留めしてある2つの資料をもとにご説明をさせていただこうと思います。

手元の資料の1、令和7年度八潮市農業委員会農地パトロール実施要領につきましては、毎年お配りしている農地パトロールについてのご説明でございます。

作業順序につきましては、真ん中よりも下なんですが、地図に数字がある場合につきましては過去の指摘箇所でございます。ない地区もございます。改善されていれば、地図に附属の赤ペンでマル、されてなければバツなどというふうに記入していただき、特記事項があれば右上なりに書いていただければ大丈夫です。

新たに荒れている遊休農地が確認されましたら、地図上に区画を赤ペンで囲み、バツと記入するとともに、通し番号を振ってください。もしお分かりになれば地番も記入していただければと思いますが、分かる範囲で大丈夫です。

今年度につきましては、昨年度から引き続きまして、遊休農地で、特に農作物を育成するのに使われていない遊休施設、ビニールハウスなどがありました場合には一番右端の列にマルをつけていただければと思います。こちらにつきましては10月の農業委員会総会までに手提げ袋とともにお持ちください。

細かな説明をさせていただきます。

今回の資料の1と一緒にお配りしていますホチキス留めのもの、ふたつの薄いほうですね、こちらはほかの自治体で配っております遊休農地の写真でございます。たくさん写真が並んでいますが、また、白黒写真でなかなか分かりづらいところなんですが、遊休農地として判定するのはこういった農地ですというようなところで、特に1年性の雑草が生えているものは、今回については体の調子がちょっと悪いだとか、作物について1回休んでいるというふうに判定して、指摘はしなくても大丈夫ですが、多年性の雑草、ササですとか、そういうのがあった場合には指摘していただいて大丈夫です。八潮市ではあまり見当たらないのですけれども、例えば農地の荒廃化が進んでいって、物理的に農地としての改善が難しいというようなところにつきましても指摘をお願いいたします。

ホチキスで2カ所で留めてあります令和7年度農地パトロール利用状況調査実施要領、こちらにつきましては、全国農業会議所というところで毎年配布されております、そもそもどうしてこちらをやるのかというところの冊子でございます。恐らくご説明したことがないかもしれませんので、本年度しっかりお願ひをさせていただこうかと思います。

実はこちらの実施要領につきましては、本来の資料はこれの3倍くらいあるかなり分厚いものではございます。ただ、それを全てお渡ししてもなかなか目を通すのも負担になるだけですので、目次を見ますと1、2、3からありますが、ここにつづってあるのは3番まで、

農地パトロールの結果に基づく遊休農地対策の実施についてまででございます。4から先については添付してございません。

めくっていただきまして、1ページ目、はじめにというところです。農地パトロールをやる理由について説明をさせていただいております。農業委員会組織につきましては、法律の改正によりまして、毎年1回、区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならないというふうに決まりました。農業委員会組織については農地パトロールにつきまして、利用状況調査に位置づけて実施を行うというふうにしておりますので、今後、農地の利用状況調査につきましては農地パトロールと用語を統一させていただきます。

右側の2ページ目、農地パトロールの実施についてでございますが、農地パトロールは以下3点を重点として実施する、となっております。①が地域の農地利用の確認、②が遊休農地の実態把握、③が違反転用の発生防止早期発見でございます。今回お願いしているのが②遊休農地の実態把握でございます。

3番目の実施回数及び時期でございますが、全国的には8月に実施するというふうには決まっているのですが、これも後ほど通達文書がまいりまして、本年度、暑いので9月に繰り下げてくださいという通知がありましたので、8月ごろに実施するとありますが、当農業委員会におきましても9月の実施でございます。

4ページ目に飛びまして、(2)農地パトロールの実施でございます。対象農地は管内全ての農地を対象しております。

1行下に非農地判断というのがあるのですが、非農地判断をするというのが、例えば作っている方が身体的、経済的などの理由で農地として営農することができないというようなものは非農地判断の対象ではありません。例えばかけ崩れなどで物理的にも農地として使用することができないだとかということになった場合には、行政として非農地判断していただくところで、八潮にはありません。

遊休農地に関する調査表に記録する農地というところが、アのところですけれども、草刈りなどを行うことにより直ちに耕作可能になるような農地について、それは緑区分としてください。八潮にある遊休農地は基本的に全部緑区分です。その下にある黄色区分といいますのは、例えば大きい重機を持ってきて基盤整備を行わないと復旧できないような農地というふうになっております。

あと皆様にピックアップしていただきたい農地といいますのが、今お話ししたとおり、多年性の草が生えているようなところ、地主さんの状況もあるとは思うんですけども、農地を農地として適正に管理することが至っていないようなところを指摘していただきたく思っておりますので、お配りしたこちらのパトロール実施要領につきまして、字が多過ぎて、なかなか読むのに負担だとは思いますが、もし迷うようなところがありましたら、お読みいた

だきまして、参考にしていただければと思います。

お忙しい中大変申し訳ありませんが、10月の総会までにこちらの提出をよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま農地パトロールの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いをいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 報告書にマル・バツの有無と現地の様子を記入するで、現地の様子を記入するは、緑区分とか黄色区分とか、そういうのでもいいのですか。

○議長 事務局。

○事務局 緑と黄色の判断につきましては、一度皆様に出していただいた結果を踏まえて、こちらでもう一度10月から11月の間に現場を見ますので、その際に判断するので、判断はその場でしないで大丈夫です。

○3番（大塚一宏委員） ということはどうやって書けばいいの。

○事務局 マル・バツだけで大丈夫です。

○3番（大塚一宏委員） そうなんですか。前はちゃんと書いていた。そういうのはあいまいだから、1メートル以上の木が生えているとか、50センチくらいの草丈とか、そういうふうに書いたのだけれども。

○議長 事務局。

○事務局 昨年度の農地パトロールの結果の中で、おっしゃられるとおり、生えている草の丈や種類などを細かに記載していただいている方もいらっしゃいますので、実はあの結果を踏まえて、我々が現場を見に行くのと同時に、地主さんに当たっているんです。でも、地主さんに当たるについて、こういうふうな状況だと好ましくありませんのでというふうな材料になりますので、本年度も引き続き具体的な草の繁茂状況などを記載していただけると助かります。

また、膝丈はオーケー、腰丈はアウトみたいな、そういうようなところもありますので、そういう物理的な見た目での判断指標というのは大変分かりやすいですので、今後もまた続けていって、草丈、膝丈の草が一面に生えているからマルとか、腰より上の草が一面に生えているからバツとかというふうな形で書いていただいて大丈夫です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

14番、荻野委員。

○14番（荻野 透委員） 每年同じなんですかけれども、砂利が敷いてあってトラックが置いてあるんですよ。それはいつも指摘しているんですけれども、同じように書いていいですか。

○議長 事務局。

○事務局 農地の違反転用の指摘だと思いますので、指摘をいただきましたら、農業委員会事務局としましては適正に指導に動いてはおりますので、状況が改善しないという事実を教えていただければと思います。

違反転用の話をちょっとさせていただきますが、実は農業委員さんだけでなく、地元の方からも農地が農地以外のものになったなどの通報があった際には、農業委員会事務局としては市街化区域内農地の場合は手続していただければいいのですけれども、市街化調整区域の農地は許可が必要で、場合によっては罰則の対象となります。ただ、八潮市の農業委員会事務局がそこまでできず、埼玉県がおこないますので、市は肅々と報告を続けるという、そういうやり方を取っています。通報することに対して手ごたえがないと感じられてしまって申し訳ないですけれども、適法には続けていこうと思っております。

○議長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

―― 委員より意見なし ――

○議長 ないようあります。それでは、委員の皆さんにお忙しいと思いますけれども、安全にご注意されましてパトロールをお願いします。よろしくお願ひいたします。

次に、依頼事項2件目、農業経営及び農地利用状況調査表（八一調査）これの再配布について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農業経営及び農地利用状況調査（八一調査）の再送付についてご説明いたします。

9月24日、昨日までの回収率は89%となっております。39名の方が未提出となっております。皆様の担当地区内の提出の調査表を机の上にご用意いたしましたので、可能な範囲で結構ですので、訪問していただき調査にご協力いただければと思います。個人名が記された封筒の中には、8月29日に郵送で再送付した際に封入した通知文と個人ごとの調査表記入例、返信用封筒が入っております。回答は郵送でも直接回収でも構いません。提出期限は特に設けておりませんが、10月上旬から中旬くらいまでに提出していただければと思います。

農地パトロール等いろいろありましてお忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

報告は以上となります。

○議長 ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、ご質問がありましたら、お願ひいたします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 よろしいですか。

再配布については可能な限り皆さんにお願いをしたいと思います。提出しない人は毎年ほぼ決まった人ですから、あまり農地に関心のない人は提出しませんから。

次に、報告事項1件目です。先月の生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの依頼の結果について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 こちらも特に資料はございません。

先月の農業委員会総会で取得のあっせんがありました生産緑地については、買取り希望はございませんでした。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項2件目、令和8年度農地利用の最適化の推進施策に関する意見書の送付について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3をご覧ください。

こちらは、毎年、埼玉県農業会議は、県内の農業委員会から農地利用の最適化に関する意見を取りまとめ、県知事に意見書を提出しているところでございます。今年も9月4日に提出いたしましたので、ご確認ください。

農業委員会への活動支援や農地の有効利用、担い手への支援に関する意見が9ページにわたり記載されておりますので、後ほど参考にご覧ください。

なお、今年度、八潮市農業委員会からは意見は提出してございませんが、毎年年度末から4月ごろにかけて、農業会議から意見の募集がございますので、県に対しまして要望、意見等がございましたら、その機会を捉えてこちらのほうにご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項3件目、来月10月の県外視察研修について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 資料4をご覧ください。

こちらは10月23日及び24日に実施いたします県外視察研修の資料でございます。

1日目に長野県の野菜花き試験場というところに視察に行くのが一番大きな目的となっておりまして、2日目は長野県内における直売の実態を見ていただければと思っております。

3-4会議室で、ちょっと朝早いのですが、8時半から総会を行いまして、終わり次第バスで出発と考えております。

こちらの出席者につきまして、今のところご事情があつて欠席されるという方お2人聞いておりますが、13名での参加ということで現在考えておりますので、出席者の方に確認していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

視察研修でございますので、農業委員会活動の一環でございますので、できるだけ万難を排してご出席、ご参加いただきたいと思います。

この視察研修について何かご質問がありましたら、お願ひいたします。

時間ですね、当日の時間、8時半、3-4の会議室で総会を行います。1時間、総会を行いまして、それからバスにて出発という行程でございますので。

○3番（大塚一宏委員） すみません、もう一度言ってください。入ってない。

○議長 8時半に、3-4の会議室、そこでもって総会を行います。1時間予定しています。

それから、9時半よりバスにて出発ということで、当日の駐車場の件を説明していただけますか。

○事務局 当日、お車で来られる場合には、一泊する必要があるため、いつも今止めいらっしゃる仮設駐車場ではなく、八潮中学校の西側に八潮メセナの駐車場がありますので、そちらのほうで止めていただくようお願いします。駐車場の奥のほうに止めていただきまして、車内に貴重品などを置かないような形でお願いいたします。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。

そういうことでございますので、メセナのほうの駐車場をお使いください。

この件、よろしいですか。

○事務局 13名様で、参加で。

○議長 長野の野菜花き試験場の説明される方が八潮の小松菜にも興味があるそうでございます。ご質問があるかもしれません。

それでは、報告事項4件目、10月7日の四市町農政研究会、これがございます。手元にありますね。3時45分から福寿家でございまして、参加費用は1万1,000円、八潮のほうには2時30分にバスが迎えに参ります。ですから、それに合わせてご集合いただきたい。例年どおり前半が研修ですね、後半は親睦会ということになります。今年の議題ですか、これは朝日アグリア株式会社の方で、「土づくりの重要性について」、ここは最近、堆肥を混ぜた肥料をつくっている。堆肥の入った肥料……、多分そうだと思ひます。ご質問等があればご用意していただきたいと思ひます。

今年の当番市は三郷でございます。来年は当番市は八潮になります。一応頭の隅に入れておいてください。

四市町の研修について、何かご質問はございますか。

これは出欠は、事務局で直接でいいですか。

○事務局 できたら、今いただければ。

○議長 では、研修だけに参加します。後半のあれはちょっと勘弁してくださいという方……

○5番（福岡達則委員） 両方ともだめです。

○議長 では福岡さん、欠席です。

○事務局 14名参加ということで。

○議長 はい。では、14名参加ということで三郷のほうへ連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○3番（大塚一宏委員） あと私、バスに乗りません。直接行きます。

○議長 直接行きますか。

○事務局 はい。

○議長 では、大塚さんと新井さんは直接行く。

○3番（大塚一宏委員） 石井さんも乗つけるから。

○議長 では3人。

○事務局 確認させていただきます。先ほどの話で、大塚委員さん、新井委員さん、関根委員さん、石井委員さんの4名様は会場へ直接行くわけですね。承知いたしました。ありがとうございます。

○議長 福岡さんが欠席というわけですね。

それでは、お願ひいたします。

それでは、次回の日程について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 次回は先ほど申し上げましたが、10月23日木曜日、8時半から、10月総会を行いまして、その後、24日金曜日まで一泊の予定で県外視察研修となります。総会はいつもの3-4会議室、本日と会場が変わりますので、よろしくお願ひいたします。

あと先ほどの四市町の関係なんですけれども、2時30分にバスで来られる方は、八潮市役所にお迎えがありますので、2時20分までに市役所の保健センターの横の駐車場に集合のほうをお願いいたします。

あちらの仮設駐車場は送迎のほうはちょっと……

○議長 バスが保健センターの駐車場に来るそうです。こちらでお待ちいただければ。

○事務局 車については、現在止めていただいている仮設駐車場が24時間開いていますので、置いていただき大丈夫です。保健センターの駐車場は閉まったりしますので、お止めにならないようにお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より10月の農業委員会の総会についてご案内がありましたが、最後に皆様から全体を通して何かございましたら、お願ひいたします。

ございませんか。

―― 委員より意見なし ――

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。

皆様のご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。

来月は総会とその後視察研修がございますので、よろしくお願いします。

本日は大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時20分